

# 第14回

## 政策評価に関する有識者会議

2008年8月6日

金融庁 総務企画局

午後2時04分 開会

○油布政策調整官 皆様、本日は大変お忙しい中お集まり頂きまして、ありがとうございます。時間ですので、ただいまから、第14回目の政策評価に関する有識者会議を始めさせていただきます。

なお、翁委員、田辺委員に置かれましては、本日はご欠席というご連絡を頂きました。それから、吉野委員でいらっしゃいますけれども、5分、10分程度遅れてお見えになるということでございます。

会議を始めさせていただきます前に、金融庁では、先月人事異動がございました。当方のメンバーに変更がございますので、一部でございますけれども、初めにご紹介させていただきます。

まず、長官の佐藤でございます。留任でございます。

○佐藤長官 引き続きまして、お願いいたします。

○油布政策調整官 総務企画局長の内藤でございます。

○内藤総務企画局長 内藤でございます。よろしくお願いいたします。

○油布政策調整官 総務企画局総括審議官の大藤でございます。留任でございます。

○大藤総括審議官 引き続きよろしくお願いいたします。

○油布政策調整官 検査局長の畑中でございます。留任でございます。

○畑中検査局長 畑中でございます。

○油布政策調整官 監督局長の三國谷でございます。

○三國谷監督局長 三國谷でございます。よろしくお願いいたします。

○油布政策調整官 証券取引等監視委員会事務局長の西原でございます。

○西原証券取引等監視委員会事務局長 よろしく申し上げます。

○油布政策調整官 公認会計士・監査審査会事務局長兼総務企画局参事官の木下でございます。

○木下公認会計士・監査審査会事務局長兼総務企画局参事官 よろしく申し上げます。

○油布政策調整官 本日の議事進行は、いつもどおり片田座長をお願いしてあります。それでは、片田座長よろしくお願いいたします。

○片田座長 大変お暑い中、また、ご多忙の中ご参集頂きまして、ありがとうございます。

本日は、議事次第に従いまして平成19年度実績評価書（案）、平成20年度事業評価書（案）及び平成20年度総合評価書（案）、すなわち金融システム改革（日本版ビッグバン）について事務局より説明を受け、その後、委員の皆さん方からご意見を承りたいというふうに残っております。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。よろしく。

○油布政策調整官 それでは、早速始めさせていただきます。

まず、毎年毎年の評価書のほうからご説明いたします。

まず、19年度の実績評価書でございます。この分厚いものでございます。別途、一枚紙で表のようにまとめました、いわゆる通知表といいますか、そういう25の施策について、AであるとかBであるとか、そういうマークだけを抜粋したのも用意してございますが、ただ、やっぱり通知表というのは単なる目安にすぎませんので、大部でございませけれども、評価書本体について若干ご説明させて頂きたいと思えます。

と申しますのも25項目もありますので、多少ミスリーディングになりますけれども、ある程度の固まりごとにご説明させて頂きたいと思えます。

この二十幾つの政策ですけれども、これはそれぞれ、実は8つの基本目標というものから枝分かれした、あるいはそういう8つの基本目標に分類しておるものでございますので、この8つの固まりごとにご説明いたします。

まず、この19年度実績評価書の19ページをご覧頂きたいと思えます。

基本目標Ⅰ－1「金融機関が健全に経営されていること」、それからⅠ－2「金融システムの安定が確保されていること」というのが、この基本目標2つであります。この2つに、5つの政策がぶら下がっておる、あるいは5つの政策をこの2つの基本目標に区分しております。

例えば、一番最初の政策ですと、「金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」というのがあります。これら5つの政策について、ごく大まかに申し上げますと、取り組みの成果が相当上がってきていると。また、19年度単年度だけで見ても、それからある程度中期的に見てもそうであるということで、引き続きこういった取り組みを続けていこうという高い評価をしております。

次に、恐縮ですが64ページをおめくり頂きたいと思えます。基本目標のⅡ－1「国民が金融サービスを適切に利用できること」というのがございまして、ここには5つの具体的な政策を割り当てております。

この5つについて、大まかに申し上げますと、一定の成果は上がっているんだけど、また、その19年度単年度だけで見れば非常にうまくいったというのものもあるんだけど、環境の変化も激しい状況にある。それからまだまだ課題も残っているというようなことで、取り組みの充実・改善や、あるいは新たな施策の検討などを行う必要もあるかもしれないと、こういう評価になっているものが多くなっております。

それから、基本目標のⅡ－2とⅡ－3です。「金融機関等が金融サービスを公正に提供して

いること」、それから「市場が公正であること」と。これはご一緒にご説明しますが、ここには3つの政策を分類しておりまして、そのうち、一番最初の「金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応」というのがあります。これは19年度単年度で見ても、中期的に見ても高い評価をしております。

次に、市場監視に関する政策がございますけれども、これは単年度では高い評価をつけております。ただ、同時に、もう一層取り組みを充実させていく必要もあるということにしております。

それから、3つ目の「取引の公正確保に向けた市場関係者の取り組みの強化」というのがございますが、これはこうした取り組みはもちろん進展してはいるんですけれども、もう一段の取り組みが必要ではないかということで、ここは単年度でもBというふうに評価しております。

最後に136ページをおめくり頂きたいと思いますが、基本目標、「我が国金融が環境の変化に適切に対応できていること」ということで、ここでは6つの政策をぶら下げております。

この6つを一口で申し上げるのは大変難しいんですけれども、例えば、典型的には「個人投資家の参加拡大」という政策がこの中には含まれております。典型的にはこれがそうですが、こういった項目はアウトプットではなくてアウトカム、つまり行政側がどういう手を打ったかだけではなくて、その結果、結論的にどうなったかというようなところまで視野に入れた政策項目が多くなっておりますので、そういう関係もあって、取り組みを充実あるいは改善させていく必要があるという趣旨の評価も多くなっております。

他方、次の基本目標、「金融機関の企業活動が活発に行われていること」、さらにその次の「金融機関等が犯罪に利用されないこと」という基本目標があります。これだけ申し上げますと、これもやっぱりアウトカムに重点がある項目かというふうに聞こえますが、そうじゃなくて、実際ここにぶら下がっております3つの政策を見ますと、例えば、金融行政の透明性、予測可能性の向上といった政策がここに含まれております。行政として、どう行ったのかということを中心に見る項目になっておりますし、また、この1年、いろいろな工夫をして力を入れてやってきた項目でもあるわけでありまして。そういうことですので、この項目、この3つの政策については総じて高い評価にしてあります。

以上が19年度の評価書のご説明であります。

次に、一番薄い冊子、これが20年度の事業評価書であります。今回は金融庁の部内システムの統合などについて、事前の評価を行っておりますが、これはご説明は省略させていただきます。

最後に、今年、今回の特殊事情といいますか、20年度総合評価書についてご説明いたします。

ご案内のように、毎年毎年の定例の評価以外に、大きな政策テーマにつきましては、政策の決定・実施から一定期間がたった後に、さまざまな角度から掘り下げて分析をし、総合的に評価することということにされておりました、これが総合評価と呼ばれております。金融庁では、数年前にいわゆる日本版ビッグバンについて、この総合評価を行うということを決めてありましたので、それが今回仕上がってきたということになります。

評価のフレームについて若干申し上げますと、まず、日本版ビッグバン、これは平成8月11月の総理指示から始まったということですが、この評価書では、そこから平成18年の金商法の成立までの10年間、この間の政策出来事を評価の対象にしております。

それから、日本版ビッグバンは、フリー、フェア、グローバルという三原則に基づいた市場改革を大きな柱にしておるわけですけれども、このうち外為市場につきましては、金融庁ではないということですので、銀行、証券、保険、会計の4分野を評価対象にしております。この総合評価を実施にするに当たりましては、当庁の研究研修センターの研究官にドラフティングをお願いいたしました。経済学がご専門で、この4月からは近畿大学の産業理工学部に移られましたので、今は当センターの特別研究員ということでお願いしておるんですけれども、今、私の隣にいらっしゃる飯島高雄先生にドラフトを執筆して頂きまして、その上で金融庁内の関係各課と調整をして完成させたわけでありまして、そういうわけですので、この総合評価書の中身、サブスタンスにつきましては、飯島先生のほうから簡単にご説明をお願いする段取りにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○飯島特別研究員 ただいまご紹介にあずかりました近畿大学の飯島でございます。本年3月まで金融庁の金融研究研修センターで研究官として、日本版ビッグバンの総合評価にかかる研究に従事しておりました、私からは、総合評価書の要点を、フリー、フェア、グローバルの観点からご報告させていただきます。

まず、日本版ビッグバンの総括的な評価なんですけど、これは従前の銀行中心の金融システムから、市場型金融の拡充を図り、複線型金融システムを目指すという改革の方向性は我が国の当時の経済環境から見て、必要かつ有効なものであったと評価できます。

また、改革のプロセスでありますけど、従来の漸進的なものから、抜本的なものに変化させたという点でも、このビッグバンというのは画期的なものであったというふうに評価しています。

フリーの観点から、日本版ビッグバンを振り返りますと、この10年で我が国の金融市場は大規模な規制改革が実施されたというふうに見られます。その結果、自由化のレベルというものは飛躍的に向上し、国際的に見ても遜色のない水準ではないかというふうに見ています。その

結果、金融機関の競争というものは活性化されて、国民が享受する金融サービスというものは、質・量ともに向上したというふうにあります。

また、フェアの観点からは、市場の公正性・透明性を確保する制度整備が進展したというふうに見ています。その結果、金融の技術革新（イノベーション）の促進と同時に、利用者の保護、この2つの命題を両立して実現し得る市場環境というものが整備されつつあるというふうに言えると思います。ただしなんですが、その市場環境の変化というものは非常に激しいもので、その対応も含めて、市場法制の高度化というものは現在進行形で進んでいるものというふうに見ています。

もう一つ、グローバルの観点からは、ビッグバンにおきましては会計制度のグローバル化などを中心に、企業経営の面から見ても非常に重要な改革が実行されたものというふうに見ております。ただし、そのビッグバン、総理指示のときにありました目標、2001年までに東京市場をニューヨーク、ロンドン並みの国際金融市場にするといった目標は、残念ながら、いまだ実現には至っていないと、今後も継続すべき目標だというふうに評価できると思います。

最後に、今後の改革の方向性について、一つだけ申し上げるとするならば、このビッグバンのフリーとフェアに関しまして、こういった側面の改革というのは今後も継続されると、していくべきというのは当然だというふうに考えております。さらに、国際的な市場間競争というものをかんがみますと、東京市場、我が国の金融市場が国際金融センターとして競争力を備えるためには、フリー、フェアといった部分での金融部門の改革にあわせて、それ以外の関連分野の改革というものも連携を図って進めていくということが必要だというふうに思われます。

簡単ではありますが、私からのご報告というものは以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○片田座長 ありがとうございました。

それでは、各委員からご意見の発表ということになるわけでございますけれども、今回は単年度の評価と、それから長期といいますか、日本版ビッグバンについての総合評価と、大きく2種類あるわけですが、時間の関係もございまして、両方あわせて委員の先生、お二方ずつ、ご意見をご開陳頂きたいと思っております。関先生と富田先生、続いてお願いいたします。

○関委員 それでは、私は今日は日本版ビッグバンの評価、これを読ませて頂いて、こういうふうに整理して頂きますと、大変よくわかりますし、よく整理できているのではないかと、非常に面白く読ませて頂きました。

もう少し議論をしたいなという衝動に駆られるわけですが、感想のようなものを含めて、ち

よっと5分程度よろしいですか、ちょっとお話をさせて頂きたいなと思います。

今ご説明あったように、私ども企業活動をやっている人間からいたしますと、この改革がもしなかったら、恐らく大変なことになったのではないかと。よく、この時期にこのビッグバンというものを掲げて推進してきたというのは、今日から見れば、マストだったのではないかと、全体として非常に高く評価しなければいけないのではないかと、そういうことがこれを読むと、大変よくわかるということだと思います。

それで、私は、グローバル、フリー、フェアというような切り口ではなくて、各事業主体とか、セクター別から見たときに、一体どういう評価になるのかなという整理を私なりに少しやってみたので、それを若干ご説明して、思うところを申し上げたいと、こういうことであります。

まず、私が属しております企業の立場から言って、この金融ビッグバンというのはどういうインパクトを、実は我々企業経営に与えたのかなと、あるいは産業に与えたのかなと、こういうことであります。

それで、結論的に言いますと、物すごいインパクトを与えて大成功だったのではないかと、これは私の結論であるわけですが、例えば資金の運用の充実等で言いますと、非常に大きかったなと思いますのは、利益消去のための自己株取得が推進できたというのは、これは経営にとって画期的ではなかったのかなというのが一つです。

それから、資金運用の充実ということから言いますと、なぜここに書かれていないのかよくわからないんですが、企業年金における運用規制の撤廃というのは、私は大変大きかったのではないかと、5・3・3・2規制の撤廃だけではなくて、適格年金における投資顧問会社の参入であるとか、それから企業年金における予定利率、給付利率弾力化だとか、確定拠出型年金の導入だとかいうことは、企業経営には相当大きな影響を与えたということでありまして、この資金運用の充実という観点から言えば、運用規制の緩和で、企業みずからが運用を研究するというので、より運用サイド、資金調達サイドを複眼的に俯瞰するというか、的確な資金調達運用を行うノウハウの蓄積が進んだということではないかと思えます。

細かい議論をするつもりはありませんが、もう一つは、企業の資金調達の円滑化・多様化ということでございまして、間接金融以外の調達が容易になって資金調達が多様化したわけですが、単に資本市場へのアクセスが容易になっただけではなくて、格付やスプレッドによって自社の財務体質が定量的に評価されるということになりまして、結果的に経営の効率化が非常に進んだのではないかというふうに思っています。

いずれにいたしましても、資本市場へのアクセスがふえるとともに市場の評価と、格付、クレジットスプレッドが定量的に顕在化するということで、財務体質の維持、経営の効率化を意識した企業経営が行われたというであります。

具体的には株主、投資家、債権者といったステークホルダーを意識した経営ガバナンスの強化ということでありまして、そういうことで、私どもがここまでやってきたことが、今後の事業のグローバル化、ボーダレス化あるいはM&A等における日本企業が対応できる、そういう基礎的な条件というものをここでつくることができたということで、私は企業にとっては、このビッグバンというのは決定的な影響を持ったというふうに評価していいのではないかと考えております。

次に、銀行・証券はどうかということで、これは私は素人の分野であります、ご案内のとおり、銀行・証券の垣根がなくなって合従連衡も進んで、金融持ち株会社のようなものができ、一つの体制はできたかと思うんです。

一方で、あわせて、銀行の不良債権処理を早期にやった。このことをもって、このレポートの中で、竹中改革とまで言わなくても、金融庁の政策的な措置が非常に有効だったと私は思うんですが、銀行の不良債権処理をとにかく早くやったということについて、もう少しきちんと評価し、メンションをしなければいけないんじゃないかと、それが欠けているのではないかと考えたんですけども、そういうことで、今日の金融機関の体制ができていることだと思いますが、翻って考えると、目的そのものが間接金融から直接金融へということもあったということがあるわけですが、日本の銀行にそれなりの体制ができ、日常的な経営を健全にやっていく条件ができているということではあります。問題はこれから先の、果たして産業の国際展開を前にして、日本の金融セクターが本当に国際的な競争力があるのか、頼りになるのかということにして、これは全部の銀行ということにはならないと思いますが、日本を代表するメガバンクにしても、あるいは有力な証券会社にしても、そこまでの力量が備わってきたというところまでは行っていないのではないかとということで、銀行・証券のセクターは、一定のミニマムの体制はできたけれども、むしろ今後の厳しいグローバル経済の中で、本当に日本の金融機関がやれるかという議論は、私は残っているのではないかと、こういうふうに思います。

3番目に、個人はどうかということだと思います。貯蓄から投資へということで、皆さんからお出し頂いた書類、データもたくさんあるわけですが、貯蓄から投資へ踏み出したということではありますが、必ずしも十分な貯蓄から投資ということになっていないのではないかとするのはご指摘のとおりでありまして、例えば、各年度末の残高規模で私は見たんですが、現預金

なんかはやっぱりふえている。一方、国債（財投債）はふえているわけですが、事業債だとか、CPだとかいうのは、1997年と2006年を比べますと、ほとんど規模はずっと一定だということで、変化していないと言っていいんじゃないか。投信は少しずつふえてきています。株式も、これは外人投資家が大きいわけですが、ふえてきているということでありますが、規制緩和後も、社債市場だとかCP市場の規模はそれほど大きく拡大していない。この規模が拡大しないと、企業に成長資金や運転資金が円滑に回ってこないということで、そういう意味では、課題を残しているんじゃないかと思います。

今のは一つの事例であります、いずれにしても個人にとって、この金融ビッグバンというのは一体何だったのかと。郵貯のようなものはなくなってきているわけですが、個人にとっての恩恵というのは一体何だったんだということについて、もう一遍考えてみる必要があるんじゃないかというのが私の感想であります。

それから4つ目に、金融センターとしての取引所を中心とした東京の相対的な地位ということですが、先ほど先生からもありましたように、これは香港やシンガポールと比べて上がったとは言えないということであろうと思います。したがって、制度改革というものは相当進みましましたし、進めなければならなかったわけですし、進んだということで評価をしなければいけないと思いますが、目指した結果から見て、やはり課題は幾つも残っているんじゃないか。なぜ日本の金融機関は強くないんだ、あるいはなぜ貯蓄から投資へ大きくポートフォリオがシフトしないのかというような問題を中心に、課題を残したんじゃないかというふうに思います。

したがって、今後の課題は何かということになると、割に明快ではないかと思っておりますが、さらなる資本市場の改革ということで、例えば、先ほど申し上げたような規制緩和後も社債市場やCP市場の機能はそれほど大きくならないというのは一体何なのかというのは、私もよくわからないわけでごさいます、いわばこういった企業の成長資金というのは、むしろ外国の人たちに供給し、そこからゲインするということになっているわけでごさいます。したがって、そういう規模拡大を阻害している課題の抽出だとか、改善というのは、一遍やってみるということが重要なんじゃないかと思います。

それから、これは何度もご指摘がありますが、証券税制等、例えば民間国外債の非居住者に対する利子源泉非課税措置の恒久化であるとか、あるいは年金にいたしましても特別法人税問題であるとか、あるいは確定拠出年金型の上限額を引き上げる必要性もあります。また、従業員持ち株制度導入への制度整備も必要んじゃないか。いわゆるISOPの導入へ向けての制度整備も必要ではないかということで、今、一つそういった観点から政策を考えていくという

ことが重要じゃないかというふうに思います。

それから、最後に会計でございますが、会計につきましても、私はもう少し積極的に会計改革というのは評価をしたほうがいいのではないかとということで、63ページには「企業経営の透明化を促進させる効果があり」ということが出ていますが、むしろ積極的に企業体質を強化したことを評価しなければならないのではないかと。つまり財務体質を強化して、失われた10年を克服して、今現在、産業が競争力をつけるに至っているということでありまして、これに果たした会計改革の意義は私は大変大きかったのではないかとというふうに思っております。

しかしながら、今後も、これはこのペーパーも大変よく私はできていると思っておりますが、この会計基準の改訂というのは、実態経済に変化を必ず与えるわけでありまして。したがって、今後コンバージェンスを考えていく上で、会計基準の改訂というのが、いわゆる日本経済の実態経済に本当にどういうふうに影響を与えるのかということ、きちっとやっぱり考えながら対応していくということが必要なのではないかと。もっと言えば、いわゆるその時々々の断面で企業の時価評価と言いますか、資産価値を明らかにしていくということに特化した、そうした会計制度というのは、本当に我が国の産業を中心とした競争力強化に寄与するのかどうかということ、私は大変重要なのではないかとということで、この場をかりて意見を申し上げておきたいということでありまして。

以上です。

○片田座長 ありがとうございます。

富田委員、お願いいたします。

○富田委員 先に19年度の実績評価書（案）につきましてですけれども、案にあります評価は、私は適正な形でついているというふうに思います。それぞれの目標がきちりと達成されているといたしましても、問題は、先ほど事務局からもお話がありましたアウトカムベースのところにあるように思うんです。

それはまず、個人投資家の拡大についてのところにおきまして、個人金融資産に占めます株と投信のシェアというのが、また1けた台に落ちてきている。もちろんその理由というのも、マーケットの環境ということもありましようが、アメリカとしてはそうになっていないといった点。それも、多くの規制緩和とか制度整備が随分進んできたんですけれども低下したという問題。ここに、何か私は問題の深さ、根深さを感じるんです。

ちょっと話が飛ぶかもしれませんが、例えば、私は3年半前から同時刻に都心に向かうのを八王子のほうに向かうようになりました。電車の中で、全然違う光景なんですね。同じ

ように勤め人の方が多いんですけれども、都心に向かう電車ではきっちり——きっちりといったらあれですけれども、新聞を読んでおられる方の比率が半分ぐらい。向こうに行けばだれも読んでいないんですよ。だから、そういうのも、なぜそういう個人の貯蓄から投資へが進まないかということを考える場合に、どうも私そういうことも、迂遠なようですけれども、あるように思うんです。

もっと言えば、例えば、高校の教科書を見ていまして、株式会社とは何かといったときに、あまり株主の役割だとかそういうことはほとんど書いていなくて、結局企業の目的は利潤の追求であり、最大利潤を求めて、労働者を雇い、投資を決定するというふうに書いてあり、そこにおける市場の役割とか株主の役割、それによります資源配分ということは全く教えられていない。

そういうことを考えると、この19年度の評価書の中の77ページにおきまして、「小中学校の学習指導要領の拡充」という、非常に迂遠なことのようなんですけれども、こういうことの意味が非常に大きいのではないかと。つまり、先ほども関委員がおっしゃられましたように、ビッグバンでいろいろな規制緩和が進んで、基盤整備ができたんですけれども、なかなかアウトカムベースでの貯蓄から投資へ進まないというのは、何かかなり長い時間軸でもって、こうした教育のところからも含めて考えねばならない問題かなというふうに、ちょっと今回再び数字が落ちたことについて、そういうふうに思ったわけであります。

もう一つは、これまた果たせない夢にだんだんなりつつあるんですけれども、ニューヨーク、ロンドン並みの国際金融市場といった、我が国市場資本の国際化の問題なんですけれども、これも164ページにグラフが出ていましたけれども、結局このGDP比で見て、時価総額はほぼ同じように世界に埋めるシェアは7%台だと、そういうのが出ていて、ある前大臣は日本経済は一流じゃなくなったということも言われたりして、どうもこれも何か見果てぬ夢みたいになってきているんですね。だけど、貯蓄の総額でシェアをとれば、もっと日本は大きいわけですし、どういうんでしょう、夢を捨ててしまうのか、何かいつまでも国際金融市場と言い続けるのかどうかということについても、もう一回我々根っこから考える必要があるようにも思うんです。言葉の問題とか、土地利用の問題とか、先ほど関委員がおっしゃったいろいろな資本市場の改革ということもあるんですけれども、抜本的なところから考えないと、なかなかアウトカムのベースで、これまで国民が夢として描いてきたことが、どんどん遠くなってきているような気がしてならないというのが、19年度の実績評価についての私の意見であります。

次に、金融ビッグバンについてなんですけれども、この政策の枠組みとか、施策の内容、効

果の発現状況を体系的に示されており、また、一番最後の総合評価については、私は適切になされているように思いますし、また、付属資料におきまして、資金の調達運用、市場関係者を属性別に分けてアンケートをされているというのも、非常に重要な評価の資料であろうというふうに思います。

ただ、総合評価の直前に示されております効率性、それから有効性の観点からの評価の記述が、ちょっとしっくりこないように思います。それは効率性の評価のところは、このビッグバン、それからその後の規制緩和なり、制度改革といういったプロセスが、先ほどもお話があったんですけども、グラデュアルなものから抜本的なものに変わったということがやっぱり書かれるべきでしょうし、それから予見の可能性が高い金融行政のもとで金融商品の取引業者が多様な商品の設計やら、手数料の引き下げといった競争を促したということが、効率性の観点から評価されるべきだと思います。

また有効性のところは、これも先ほど関委員がおっしゃった会社法との改正との関係とか、またさっき少し言いました教育との関係とか、土地利用だとか、そういう得ようとする政策効果といったものと関連する分野との関係を記述すべきところかなというふうに存じます。

他のところでは、例えば18ページにこういう記述が、18ページの下の方なんですけれども、一番下のパラグラフでありまして、「巨大化したリスクを銀行中心とした」云々というふうに書いてあるんですけども、結局こういう、これはリスクじゃなしに、リスクとリターンを分散する仕組みというふうに書きませんと、リスクを分散されちゃ投資家は困っちゃうわけでして、当然これはリスクとリターンの両方を書かないと理屈としてはおかしいということになります。たまたま、こういう文章を政府の文言に出てくるんですけども、やはりこれはリスクとリターンが集中していたものを、ともに分散していくということでない、これじゃなかなか個人の株主もふえていかないというふうにも思います。

それともう一点、書かれていないことで私はこの10年間で起こった中で重要なことと思いますのは、2000年の年初に、2月に、5年ものの国債は公募入札発行されました。それ以前というのは、5年ものというのは利金債の独壇場でありまして、それは長プラという、国債金利よりもはるかに重要なものがあって、何が言いたいかと申しますと、それまでは信用リスクというのがマーケットで評価されるのではなしに、発行市場で設計されていた。それが市場によってリスクが必要されるようになり、先ほど関委員もおっしゃられたように、企業にとっては国債とのスプレッドといったものでみずからの信用力を評価する、そういう慣行ができ上がっていることにおいて、この規制金利の体系からの大きな変化といったことが、やはりビッグバン

として意識して実行したかどうかは別にいたしまして、我が国の金融市場の大きな転換をもたらしたというふうに思います。ということで、そういう点もどこかで触れられたらどうかというふうに存じます。

以上です。

○片田座長 いつもはお二方のご意見の後、当局のご意見を伺っているわけですが、効率的な論議を進めるために、引き続いて神作委員からご質問お願いいたします。

○神作委員 まず平成19年度の実績評価書（案）のほうから、気づいたところを3点述べさせて頂きたいと思います。

第1に、順番が前後してしまいますけれども、201ページ、政策のⅢ－3－（1）の①、「金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応」のところでございます。

これは、預金口座が犯罪に利用される、例えば振り込め詐欺の被害の原因となることなどが想定されていると思うのですが、ここの評価のところでは私が若干気になりましたのは、測定指標として金融機関の預金口座の不正利用防止の状況ということで、利用停止とか強制解約等がどれぐらいであったかと、そういう指標が挙げられております。202ページを拝見いたしますと、利用停止等の件数は増加の傾向にある、したがって評価はAということになっているのかと思いますけれども、私は、犯罪に利用されるような事態は事前に抑制することが極めて大事であって、問題が起こっている、あるいは起こりそうな口座だから利用停止とか強制解約がふえているということを指標として評価することに、若干の違和感がありました。

逆に言いますと、むしろ、例えば指標として、全体の振り込め詐欺の件数ですとか、犯罪利用に用いられた口座の件数というものがまず最初にあげられるべきであって、その後、例えば利用停止、強制解約等の状況、これが測定指標の一つになるというのはたしかだと思いますけれども、金融関連の犯罪に銀行口座が用いられないということが目標だといいますと、やや測定指標のとり方と評価との関係に疑問を感じたという点でございます。

それから2番目でございますけれども、これは66ページ、それから74ページに関連いたしますし、金融ビッグバン全体の評価とも関係する点でございますけれども、消費者信用の位置づけでございます。日本版ビッグバンの中には個人を主体とする局面としては貯蓄から投資へという、投資主体としての個人が専ら出てくるのでありまして、逆に個人が借入れをするという場面については、日本版ビッグバンではどうもあまり論じられてこなかったように思います。

ところが、平成19年の実績評価書の中では、消費者みずからが借入れの主体になる局面について、さまざまな問題が生じてきておりまして、全体として、消費者信用というのをどのよ

うに位置づけていくのかという問題が十分に整理されてこなかったのではないかという印象をもちます。日本版ビッグバンとの関係で、投資の主体としては個人に注目してきたけれども、借り入れをする主体としての個人、恐らく家族の構成の変化や個人主義の進行等に伴い自分のファイナンスは自分でつけていくというのが当然であるという方向に進んでいくかもしれない中で、借り入れの主体としての消費者信用をどう位置づけていくかということを確認にしておく必要があるのではないか。例えばイギリスのF S Aのホームページを眺めて見ますと、金融商品の販売等に加えて消費者信用の問題は取り上げられておりまして、一つの重要なテーマであるというふうにも思われますので、申し上げさせて頂きました。

それから第3点目は、むしろ来年以降に深刻な問題になるのではないかと思っておるのですが、課徴金のところでございまして、課徴金の適用範囲が広がったことに伴いまして、従来は課徴金が課されるのはインサイダー取引ですとか、いわゆる不公正取引、したがってそれに対して厳格な対応をするというのが当然でまさに的確であったわけですがけれども、新たに課徴金の対象とされました公開買付届出書や大量保有報告書の虚偽記載・不提出等につきましても、法律的にグレーなのか、あるいはブラックなのかという点について、甚だ判断が難しいという局面も出てこようかと思えます。そのような状況におきましては、課徴金制度は、とりわけ慎重と言いますか、的確な運用が求められ、評価に際しては、件数だけを指標として上げるのではなく、適切なプロセスを経て、課徴金が課せられるかという、プロセスに着目した評価がなされる必要があるのではないかと感じました。

それから、日本版ビッグバンについての総合評価書のほうに移らせて頂きますけれども、私はこれを拝読させて頂きまして、改革の基本的な方向は間違っていないのではないかと意を強くした次第でございます。と申しますのは、事前的、予防的規制から、事後的なスタンダードに即した規制、こういう大きな流れの中で、そういった規制の大きなパラダイム変換がうまく機能するためには、幾つかの前提条件が必要だと思うのですが、その前提条件として、競争が活発であることが非常に重視されてきたわけであります。

今般の評価によりますと、確かに大銀行、都市銀行の数等が減っているというような事情はあるけれども、しかし、金融グループ全体として競争の場が広がっているというようなことをかんがみると、業態の垣根も超えて、全体的に見れば競争が活発化しているという、そういう記述がございまして、これはやはり日本版ビッグバンが基本的に正しい方向に進んでいるのではないかと意を強くした次第でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、この中に非常に薄れている視点として、個人が借り入

れの主体となる場合について、従来、ややフォーカスが当たっていなかったのではないかと  
いう点と、それからもう一点は自主規制なのですけれども、確かに競争は活発化して、それは自  
主規制がうまく機能するための一つの条件ではありますけれども、しかし、自主規制がうまく  
働くためには、例えばリスクですとか危険を事前に察知して、あらかじめ手を打っておくとい  
うことが必要なのではないかというふうに思われます。自主規制として期待されているのは、  
危険を事前に察知し、先回りして、フレキシブルかつ迅速に適切な規制をして頂きそれを実行  
することであると思うのですけれども、本当にそういう意味での自主規制というのが十分にワ  
ークしてきたのかどうかという点については、やはり若干の疑念も残っていると思います。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、吉野先生もよろしくお願ひいたします。

○吉野委員 まず、平成19年度の実績評価につきましては、非常に見やすくなっているとい  
うことがまず第一の印象でありました。

それで、それぞれの項目に関しまして、随分きれいに整理されているというふうに思います。  
それでそき 中で、ここで数字がさまざま、評価に関して出されているのですけれども、多分  
これは今後若手の経済学者がこれを見て、やっぱりこういうのを使って、計量分析をして、本  
当に研究しても同じような成果かどうかというのは、我々学者が、この後やればと思います。

それから、神作先生から個人の借り入れについてのコメントが今ございましたけれども、実  
は私、ちょうど先週、インドネシアでグラミン銀行のユヌス総裁とお会いしまして、そのとき  
まさにわかったのは、バングラの消費者金融は生産のために個人にお金を貸しているとい  
うことなんですね。つまり、そのお金を借りることによって、ニワトリを買って、卵が生まれて、  
ヒヨコが生まれて、それでその人の所得がふえると。それから、ミシンを買って、生産がふえ  
ると。日本の消費者金融は、借り入れで生活苦のためで、一切生産のための資金じゃないん  
ですね。それをユヌスさんに言ったら、「ああ、そうか」ということなんです。

つまり、日本の消費者金融もお金を貸すときに、だれかがその生活苦なり、人たちに対して  
生産をさせてあげる糧を教えてあげない限り、もう幾らでもスパイラルに陥ってしまうんだな  
ということがわかりまして、ユヌス総裁にそういうふうにお話ししました。私は、「バングラ  
というのは楽だから、ニワトリを買えばすぐできるんじゃないか、ミシンを買えばできるけど、  
日本でどうしたらいいんだ」と聞いたんですけれども、「それはおまえが考えろ」と言われた  
んですが、そういうふうに感じました。

それから、個人の資産の配分で、先ほどから貯蓄から投資へということだったんですけれど

も、逆に言うと、株価が非常に悪かったですから、日本人が一番賢明な行動を、ひよっとしたら1990年代から2000年代はしていたのかもしれないというふうに思いまして、当時は株式で運用していれば一番悪かったわけですから。ただ、今後の話としては、金融機関がどういうふうにいる商品を提供できるかということも、幾ら個人に教育しても、日本の金融業自身が、やっぱり個人に全世界から含めて、いい金融商品を紹介しなければ、幾ら教育してもだめなんじゃないかと思うんです。

それで、ずっと私、二、三十年、アジアを回ってしまっていていつも思うことなんですけれども、アジアの発展のときにまず一番最初はインフラの整備があります。このときには日本の何とか建設会社とか何とか組というのがばーっと出ていくんですね。日本人がまずすごく出るんです。それから今度、製造業がその次に出ていきます、インフラができた後。ここも日本人がたくさんなんです。そのあたりは、各国に行きますと日本人の人がいっぱいいるんです。ところがその次で、インフラを整備して、いろいろなものをつくるようになって、その後、金融サービス業になると欧米人がいっぱい出てきちゃうんです。この時代になると、日本人はすごく少なくなるわけです。

それで、どうしてかなとずっと思っているんですが、製造業の方とかインフラの方と話しますと、いつも技術なんです。何かいいものがないか、技術がないか。金融業の方というのは、失礼な言い方をすると、金融庁を見ているんですね。それで、製造業の方々はそのように見るところがないですから、とにかく相手企業だけを見ているわけです、そのほかの国を。それで自分たちがよりいい商品ができないかというのを見ていると思うんです。

金融業の方たちは、言いわけだと思うんですけれども、金融庁からまた言われて、変なことを言われると困ると。よく彼らがおっしゃるのは、一番初めに悪いことをしたくないと。こういうことですから、2番目からだったらいいと、こういう意識みたいなんです。

だから、いい意味で、金融技術開発をできるということは、あまりがちゃがちゃ言って頂かないほうが、多分自由な競争ができるんだと思うんです。ただ、それができると、今度は消費者から、あんな商品が出てきたと、また怒られるわけですね。だから、ここが裏腹だと思うんですけれども、やっぱり何らかの形で金融機関がもっとイノベーションを使って、いろいろなものが出てきたときに、ある程度認めてあげると。これはバランスが難しいと思うんですけれども、それをぜひやって頂かないと、やっぱり技術という意識が全然日本の金融業の方にはないような気がします。これが日本の金融機関がエンジンにならないで、やっぱり製造業あるいはインフラの産業と違うような気がいたします。

それから、金融ビッグバンのときと今の違いは、98年の金融ビッグバンのときには、まさに上海とかシンガポールなんて、みんなだれも思っていなかったわけです。ロンドンとニューヨークと、またアジアでいけば東京しかないと思っていたわけですがけれども、その後、この10年間で中国が台頭してきてしましまして、ですから、東京というよりは、アジアの中ではシンガポール、上海と、そういうふうになってきてしまったと思いますから、そういう意味でやっぱり市場環境が大分違うということと、それから、日本の東京市場がこれまで魅力的だったのは、やっぱり日本の国内が経済成長率がありましたから、そこにお金に来ていたということだと思います。今後、日本がもしこれから先細る中で、本当に東京市場をうまく魅力的にするためにどうしたらいいだろうかということは考える必要があると思います。

それから、今日のお話の中になかったんですけれども、地域経済と金融というのもやはり、もう一つ重要なテーマだと思います。これまでは、いわゆるリレーションシップバンキングで、バンキングを使いながら、地域と密接な関係を持つということだったと思うんですけれども、地域での新しい産業の芽とか、新しい企業の新規の資金をどうやって提供していくか。ファンドとか、さまざまな形があると思うんですけれども、それはやっぱりいわゆる間接金融ではできないと思います。そういう意味では、銀証の分離のファイアーウォールとかチャイニーズウォールとありますけれども、その垣根をどこまで緩めていくか。そういうことによって、間接金融と直接金融のちょうど狭間のようなところをうまくさまざまな金融が埋めていくことができ、そこがリスクまでの提供ができるというような形で徐々に下げて頂くことが必要ではないかと思います。

これも私の印象ですけれども、いろいろな政策をするときに、急に変えると、必ず何か後でショックが起こりますから、ある程度徐々に変えていって、それぞれ金融機関の方々が対応できていくということが必要ではないかと思います。

それから、あと2点あるんですけれども今の金融ビッグバン、非常にうまくまとめて頂きまして、これを見て、制度とかの整備はもうほとんどできたというふうに考えていいのかわかりかねますね。あとは日本の金融業に、先ほど申し上げたエンジンがあれば、これでいいのか。それともさらに、日本のビッグバンを超えて、銀証のファイアーウォールとかの問題はあると思いますけれども、それ以外にメジャーな制度整備というのは要らないのかわかりかねます。ここはまた後で教えて頂きたいと思うんですけれども。あとはエンジンさえできるような形にすればいいのかわかりかねます。

それから、ビッグバンのところでは、金融システムのいろいろな問題の処理に対しては、日

本は非常にたくさんのご経験したと思います。これは恐らほかの国が同じような問題を起こったときに、日本のこの全部を見れば、辞書のように思っていると思うんです。ですから、バックワードの意味での処理というのはすごく進んだと思うんですが、これはフォワードルッキングなまさにポリシーだと思わすけれども、そのときに、日本がやっぱり先ほどの金融技術なり、イノベーションができる、そういうものと、消費者保護のバランスをうまく考えて頂いて、あまりに消費者寄りになってしまつて、エネルギーをそごようなことは差し控えて頂くような政策をして頂きたいと思わす。

最後は、金融庁の中で、検査とか監督とか証券取引等監視委員会の中で、やっぱりお互いの情報の共有化というのをもっと進めて頂いて、私が見る限り、失礼な言い方ですが、属人的な情報というのを皆さんお持ちで、その方が去られてしまうと、あとはもう公表された文章でまた次の方々が、その情報を得られていくということですので、うまくさまざまな機会の中での情報をもっと密にして頂いて、使えるところは使つていくというような形で、さらに情報の共有化をお願いできればというふうに思わす。

以上です。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、当局の方のお話を伺う前に、私からも、この日本版ビッグバンについて、幾つかのことを短い感想を申し上げて、その後、よろしくお願ひいたします。

まず、日本版ビッグバンの目標が平成8年から平成18年までの評価対象期間において、どれだけ達成できたかということの評価してみますと、例えば資本市場の活性化の項目については、大変大きく進んだと言えらと思わす。

しかし、資本市場の発展は、政策面からの指導によるだけではなくて、同時にIT技術の革新といわすか、具体的には個人へのインターネットの普及だとか、ネットによる情報伝播の迅速化がもたらした副次的な効果ももたらした部分も大きいんではないかというふうに思わすわけです。

もちろん、ITの進展は、資本市場のプラスをもたらしたばかりではなくて、例えばみずほ証券の誤発注問題であるとか、個人のインサイダー取引の増加、あるいは外為証拠金取引のトラブルなど負の面もありまして、政策当局にとって新たな課題になっておる点は否めないわけでありまして、将来のリスクを予見して、フォワードルッキングの観点で継続的な施策の改善をお願いしたいというふうに思わす。

規制緩和のスピードの点で言わすと、当時の総理指示から当初の5年間は、何と言わし

でも国内の不良債権問題という改革への重石があったことを考えなければなりませんけれども、しかし、それでも一口で言いますと、着実ではあったけれども迅速ではなかったというふうにとらえられる側面があるのではないかと思います。

先ほど来、ニューヨーク、ロンドン並みの国際市場を目標にしてきたけれどもというお話があったわけですが、このグローバルの点について、確かにおこなっているんですけれども、私は逆に、現在のような昨今のような、欧米市場が低迷している、今のようなときにこそ、今まで以上のスピードで制度改革に取り組んでいくと、そして目標に向かって進んでいくという努力が求められているんじゃないかというふうに思っております。

それから、政策分類の中で、ほんの二、三のことを申し上げますと、まず資金運用の充実につきましては、冒頭に関委員からご発言があったんですけれども、金庫株の解禁という問題は、株主勧誘策の拡充及び資本構造の適正化の観点から、産業界から長く待望されたものでございまして、当時、金融不安増大によって、信用リスクが顕在化した局面が長く続き、国債を返済して、信用格付を向上することが多くの企業にとって大目標でありましたけれども、企業収益が過去最高になった平成14、5年ぐらいを潮目にいたしまして、現在では財務目標は企業価値の向上へと移ってまいりました。そういう趣旨での自社株買いはこのところ増加しておりまして、今年の1－6月でも、たしか上半期として4年連続で増加して、その規模も初めて2兆円規模に達したというふうに伺っております。大変大きなプラスであったと思います。

それから、やや具体的なことで恐縮なんですけれども、企業の資金調達の円滑化の問題で、社債発行の円滑化、ミッドタームノートの利用促進ということがございます。これは、ユーロ市場と比較しますと、国内社債市場は未だ機能性コストの面で残念ながら劣っているというふうに思います。理由といたしましては、会計士のコンフォートレターの手続、発行にかかる必要書類の作成が煩雑であること、証券会社のデューデリジェンスの手続が硬直的であること、発行コストが割高であることなどが挙げられまして、これらのことが政策当局の責任に帰するものではございませんけれども、継続的な改革をお願いしたいというふうに思っています。

一方、短期社債につきましては、ペーパーレスCPに関しまして、発行者や投資家とも利便性が大きく向上したものだと思われたいと思います。今後投資家のすそ野を広げて、資本の流動性をより高めることが課題であると考えております。

最後に、他の委員も触れられましたけれども、証券税制の問題でございます。貯蓄から投資への流れを促進するために、さらなる税制面の優遇が必要ではないかと考えまして、例えば、配当二重課税の見直しなど、早期に実現できるように強く望まれるところでございます。この

証券税制の問題というのは、相当部分すぐれて政治的な課題でありますので、金融当局におかれましても、常に政策推進の旗振り役として、強い意欲と見識等を今後も発揮して頂きたいと、特にお願いしておきたいと思います。

私からは以上でございます。

それでは、5人の委員が申しあげましたことにつきまして、当局側からのご意見、お話を承って、できれば、さらに若干の質疑応答というふうなことで進めたいと思います。どうぞひとつよろしく願いいたします。

○内藤総務企画局長 それでは、私のほうから、非常に広範なコメントを頂きましたので、それに一つ一つ答えしているととても時間がないと思いますので、やや雑駁ですけれども、まず最初に私どものほうからお話をさせて頂くというような意味で、思ったことを、やや私見に感覚するようなこともありますけれども、申し上げたいと思います。

先ほど19事務年度の政策評価の問題、これはお配りしておる資料でも19年度の端的な結論、それから19年度の達成度ということでの評価を頂いていますけれども、これを見るところ、やはり市場関連のところの評価が低いと。個人投資家の参加拡大がBであったり、金融資本市場の機能拡充がBであったり、あるいは国際化への対応がBであるというようなことで、これはビッグバンの今回のレポートの結論というか、前向きに一応評価をしつつ、やはりまだまだ目指すべきところという、ニューヨーク、ロンドン並みというのは容易ではないというような状況がまだあるわけですので、目指すところは多々、まだ課題が多いというのが実態だろうと思います。

その中で、金商法が施行されて、今年、この改正もされまして、新たな改正が今年の12月からさらに施行されていくと、こういうようなことで、さらにこの市場改革については、大きな継続的な案件だろうというふうに思っております。

ビッグバンの問題については、私は仕事柄、銀行の不良債権問題、そして、また会計の問題に主に携わっておりましたけれども、やはり会計の問題ということを考えますと、金融ビッグバン以降、大きく前進をしたというふうに思っております。これはもう一つ一つ挙げていくと切りがないんですけれども、まず最初は不良債権の引当基準ですね、これが一つ大きな問題になって、それから時価会計の問題、減損の問題、連結の問題などなど、やはり企業財務の透明性を向上させると。これが不透明であるというところに一つの不良債権問題の大きな問題があったというところで、そのあたりから、ビッグバンという問題が非常にクローズアップされてきたんだろうというふうに思います。

それから、あと、当時は不良債権問題というのを一方で抱えながら、他方で金融ビッグバンという市場改革を進めるという、車の両輪のごとく進めていくというような説明をしておりますけれども、今考えますと、このレポートにも前向きに評価はして頂いているんですけども、やはり、ああいうかなり厳しい局面であったからこそビッグバンというのが前に進んだんではないかなというふうに、むしろ考えております。

以前から、銀行と証券の垣根問題というのは、非常に長い時間をかけながら調整を続けてきたというのが80年代から90年代の制度改革ですけれども、そうした問題が90年代の後半にかなり一挙に進んだということも、むしろ経済金融環境が非常に厳しいということであるからこそ、非常に前向きに物事を進めていくモーメンタムが働いたんじゃないかなというふうに考えております。

それから、金融ビッグバンの問題についても、先ほど神作委員初め、ご意見ございましたけれども、個人の貯蓄から投資へというか、個人の資産運用と観点の論点は明示的にあるけれども、個人がお金を借りる、そういった個人の消費者信用というものに対する保護、そういったものについてのものが必ずしも明示的でない。それが今や、ようやく明示的になってきたというようなお話がございましたけれども、金融ビッグバンを振り返ってみますと、やはりまず市場を強化する、そのためにこのさまざまなビジネス、金融のビジネスの垣根を取っ払って、規制緩和を進めていくという、そういうところはかなり力点を置いて進めていったということは事実だろうというふうに思っています。

他方、やはり、その問題を課題をこなしていく中で、さまざまな問題が次に浮かび上がってくる。それが先ほどおっしゃった消費者信用の問題があり、それから、市場におけるさまざまな不正であるとか、あるいはさまざまな新しいルールをつくっても、それをどう法令執行していくか、エンフォースしていくかという問題が、もう一方で出てきたと。

金融ビッグバンのときには、新しいこのルールの規制緩和というところがかなり全面に出ましたので、そのルールを徹底してエンフォースメントしていくという、あるいは自主規制の中で任せるところは任せて、その自主ルールで徹底させていくというような考え方というのは、必ずしも十分ではなかったかもしれません。それで、その後、課徴金の制度ができましたり、さらに今回はそれを拡充するということになっておりますし、ディスクロージャーも一段と強化されて、そのディスクロージャーの内容についても当局も監視をしていくというような形で、むしろ規制緩和を進める一方で、市場の監視を強化していく、それで投資家の保護を図っていくとか、個人の消費者信用の保護という問題も、大きな意味において、そうした情報の格差と

言いますか、さまざまなこの問題に対処するという次元でもとらえられるのではないかなというふうに考えております。

先ほど富田委員が引用されました、19年度の実績評価書で、164ページに世界の金融資本市場における日本のシェアということで、確かに日本のGDPシェアが、ピークは15%を超えるということだったんですけれども、最近はなぜか株式時価総額とGDPが7%ぐらいで、非常に取れんをしてきているということで、あるべき姿というのは、金融というのは、経済の姿がある意味で映しているという鏡のようなものでもあるわけで、その肝心の経済が元気にならないと金融は元気になってこないという、そういう面もあるんだろうと思うんです。

以前の90年代は非常に大きく乖離しますけれども、これはある種のバブルというふうな位置づけもできるんだろうと思います。ただ、日本の経済の構造というのは少子高齢化に向かいますから、GDPのほうがどんどん成長していくという環境にはないだろうということになっていくと、やはり日本の金融というマーケットが、より活力を持ってグローバル化していかないと、金融としての成長力がないというふうなことになるんだろうと思います。

そういう面で、これからの私ども総務企画局は特にそういうことなんですが、やはり市場の競争力というものを強化するために、どういう時間軸と目標を置いて取り組んでいくかということがますます求められてくるというふうに考えております。

当面は、この先般の金商法の改正というものが国会で承認して頂きましたので、これを受けて政令・府令を改正し、着実に執行していくと、施行していくというのがまず第一ですけれども、次の課題も多々ございまして、例えば格付制度ですね。これは世界的にも今回の金融危機を経験をして、格付というもののあり方、これはマーケットにおける極めて重要なファクターでありますので、格付というもののあり方を検討するというのを、今後、秋にも取り組んでいきたいなというふうに思っておりますし、そのほか、さまざまな金融取引、特に市場の、当面、既にこれは具体的な日程に上がっておりますけれども、株券の電子化という問題も株式市場というものの活性化と言いますか、効率化というものにおいては欠くことのできないテーマだと思っております、これを着実に執行していくということも大事な問題だろうなど。

さらに決済サービスの問題も今検討課題に上がっております、電子マネーとか、資金の収納代行とか、あるいは代金引換とか、さまざまな業種・業態が出ておりますけれども、利用者の保護という観点での包括的な制度というものが必ずしもないという状況の中で、規制を強化するというのではなく、むしろ事実として手数料が安く、利用者利便のための決済システムというものができておりますので、一種の日本版のナローバンク的な、そういう仕組みというも

のをより進めるという観点での制度的な取り組みを今後考えていきたいなということであり  
ます。さまざまマーケットの問題、決済の問題、前向きに考えていく、そういう課題はなお山積  
をしているというふうに考えております。

一応、とりあえず以上です。

○片田座長 三國谷局長、お願いいたします。

○三國谷監督局長 監督関係で具体的な3点、申し上げたいと思います。

神作先生から、金融犯罪、大変重要なご指摘を頂いて、どう評価するかということにつつま  
して、大変重要なご指摘を頂いたと思います。そういった視点も私どもも大事にしていきたい  
と思っております。

また、一方で、現実には何が起きているのかということ、金融犯罪というのは、大変現実に発  
生しておいて、それが地下に潜らないように、私どもは一生懸命そういったことを銀行とか、  
あるいは警察当局とかとも協力しながら、むしろそれを発掘して是正をすると、そういう過程  
でもあろうかと思っております。どれだけ地下にあるかということの把握自体は件数的にはなかなか  
難しいのでございますが、私どもは今発掘努力をして、そういったものに対して警鐘を鳴らし  
ていると、こういう過程かと思っております。

行く行く、その結果といたしまして、そういった全体の分母が少なくなってくる、そういう  
ことが望ましいことはもとよりでございますので、そういった段階においては、またそういつ  
た評価の考え方もまた考えていくということもあろうかと思っております。

ただ、もちろん、私どもはこういった事後的な制裁のみならず、現在、司法当局あるいは銀  
行、金融機関とも取り組みながら、さらにこれをどうやったら事前に防げるかと、この観点は  
別途大変大事な課題だと思っております。これは私どもも一生懸命取り組んでいきたいと思  
っております。これには、我々というだけではなくて、皆様方、それから司法当局、それから  
金融機関、そういったところの全部の連携が必要でございますので、これにも一生懸命取り組  
んでいきたいと思っております。現在の評価はそういった形で、一生懸命発掘をどうやってし、  
それを一つ一つ防いでいくかと、この過程の評価ということでご理解賜ればと思っております。今後  
の重要な問題提起として受けとめさせて頂きたいと思っております。

2点目、吉野先生から、金融機関がもう少しアグレッシブになれないかというご指摘がござ  
いました。私どもも全く同じだと思っております。一連の金融システム改革、今回の金融商品  
取引法の改正、さらにはベターレギュレーション、基本的にはすべてそれを志向しているところ  
がございまして、私どもといたしましては、ご指摘がありましたように、結局投資者、消費者

にとって何が大事かといったら、いい商品を提供すること、これが大事だと思っております。それによき仲介者とよきフィーというものがあれば、そこからの運用側からのサイドから、こういったものが広がっていくということが期待されるわけでございます。貯蓄から投資へということは、単に一言でできるものではございませんでして、そういった事業サイドにとって魅力のあるもの、あるいは供給サイドの努力、それから仲介者の努力、あるいは市場関係者の努力、こういったことが全部必要かと思っておりますので、これはまた私ども、折に触れて、この考え方は我々も訴えていきたいと思っておりますのでございます。

3点目、同じく地域経済と金融の話がございました。まさしくこれから、私どもこの問題、また力を入れて取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。金融というのは、いろいろな多面的な面があろうかと思えます。市場で世界、グローバルに取引するのも金融であれば、地域経済で一つ一つの企業とフェース・ツー・フェースで接触するのも金融でございます。私ども、そういったことでリレーションシップバンキングということ運動を展開してきているわけでございますが、そこでの円滑な管理と円滑な資金供給、これは一つには信用秩序維持の観点からも、また円滑な金融仲介機能の発揮という観点からも必要かと思っております。経済が金融を動かす面もあろうかと思えますが、また一方で、金融が経済を引っ張るという面もあろうかと思えます。その辺の一番、要請をどう達成していくか、そのためには私どももいろいろな意味での実態把握も必要かと思っております、この夏からもそういった問題に取り組んでいこうと考えているところでございます。

なお、監督というものの立場をちょっと離れまして、金融ビッグバンにつきまして、いろいろご指摘頂きました。若干個人的にも少しかかわってきた関係で申し上げますと、金融ビッグバン以降もさまざまな制度改革を行ってきておりますが、それには2つ、セーフティーネットという面での取り組みと、インフラの取り組みというのが両面あったかと思えます。最初のころは、セーフティーネットの取り組みも並行しておりましたが、一方でインフラのほうもいろいろなことをやってきたということかと思えます。ご指摘ありました、例えば、例の自社株、両先生からご指摘がございましたが、それから、短期社債あるいは証券税制、消費者信用、課徴金あるいは会計、さまざまな展開をしてきたわけでございますけれども、この金融ビッグバンという、過去の10年の一時のみならず、その後継続的にこの問題に取り組んできているということではなかろうかと思えます。

ただ、年々、次から次へと、新たな制度改革の需要というのがあるわけでございまして、それは未来を志向して、どういうものをしていくか、その一つ一つの問題というのは、いろいろ

ろな面がございまして、私どもも率直に申しまして、その時点での評価と数年がたった評価と10年がたった評価ということでは、そういったさまざまな評価の変化も感じておるわけでもございまして、今10年たって、こういった形で評価されて、またご叱正、あるいはご指摘頂くということは大変うれしいことだと思っております。今後どんなことがあるかにつきましては、今、内藤局長が申し上げましたけれども、まだまだ課題は山積というところもございまして。これは企画に限らず、監督、監視、それから検査、すべてに共通した問題でございまして、ご指摘を受けとめまして、私どもも本当に前に向いた努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○片田座長 ありがとうございます。

検査局長、何かございますか。

○畑中検査局長 吉野先生から幾つか大変有益をご示唆を頂きましたので、少しお答えをさせて頂きたいんですけども、一つは金融イノベーションを阻害しないように、金融機関の自主性をできるだけ尊重せよということでございました。

ただいま、20年度の検査基本方針というのを検討しております。8月以降の検査年度で適用する基本方針なんですけれども、例えば、ITの戦略的な活用とか、あるいはいろいろな保険商品等のサービス、こういったものについて、ベストプラクティスを目指して自主的に行われている取り組みについては、これはむしろサポートをするという意味で、検査でも評価をしていこうということを今年は少し発信をしていきたいと思っております。

それから、もう一つは、監督と検査の連携ということでございまして、今年の初めから主要行については3年ぐらい、主任検査官を固定するという、アメリカでいう常駐検査官ではないんですが、日本版Examiner-in-chargeというのを始めました。これは、従来でありますと、毎年毎年違う検査チームが行きますので、一から説明を受け、どこで何が問題か、行くたびに考えるわけなんですけれども、3年ぐらい同じ主任検査官を張っておきますと、もうその銀行が抱える問題はあらかじめわかっておりますので、非常に濃密な議論ができるということと、ポイントを絞った検証ができるということで導入しました。銀行の方からの評価もそこそこだと思っておりますが、これが機能する前提は、切れ目のない情報収集をふだんからしておきませんと、3年を通じた検査スケジュールを自分で考えられません。そのためには、金融機関から一定のインターバルで情報収集をするということと同時に、監督サイドの情報を常時入手をすることが不可欠でございまして、これをさらに進めるためには、おっしゃいますように、監督サイドとの実質的な意味での連携というのが非常に大きな課題になってくるというふうに認識

をしております。

それから、地域経済の活性化について、検査でできることは限られてはおるんですけども、今年は、これだけ中小企業を取り巻く状況が厳しいものですから、検査におきましても、地域金融機関の中小企業向け金融については、真の意味の金融仲介機能を発揮しているかどうか、円滑で積極的なリスクテイクをしているかということにフォーカスをした検査運営をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○片田座長 ありがとうございます。

西原事務局長、お願いいたします。

○西原証券取引等監視委員会事務局長 私のほうから2点申し上げます。

一つは課徴金制度について、範囲が拡大されるということによって、その適用判断が難しくなると、そういった中で、より適切なプロセスを経るということが大事であるという、ご指摘のとおりだと思っております。したがって、私ども委員会の合議制の中でそれを判断しつつ、それを勧告、それ以後処分に結びつける際には審判という手続を経て行うこととなっておりますが、そういった適切なプロセスをしっかりと経た上で、これを進めていくことが必要であると思っております。

それから、もう1点、情報の共有化のお話でございます。検査、監督、監視委員会、それぞれ属人的ではなくて、組織としてしっかりとした情報の共有、これを図っていくべきであると、こういうご指摘でございました。そのとおりだというふうに思っております、私ども監視委員会におきましても、限られた行政資源をどう効率的に監視に結びつけていくかという際には、情報というのが命だと思っております。したがって、あらゆるところから情報ソースを収集するというので、ほかの部局も含め、あらゆるところから情報を収集し、それを活用していきたいというふうに考えております。

また、その結果として、我々監視部門でいろいろな結果に結びついたものについては、それを監督部局に情報を伝達し、適切に監督措置に結びつけていくというような連携も十分にとつてまいりたいというふうに考えております。

○片田座長 ありがとうございます。

ここで、委員の先生方から、追加的なご発言、ご意見がございましたら、出して頂きたいと思えます。

どうぞ。

○吉野委員 これも雑談のような意見なんですけれども、私の慶應の学生で、5年とか10年とかして、外資に行った人間と日本の金融機関に行った人間なんですけれども、全然人柄が違って来るんですね。これはどこなのか、内部の組織とか昇進体制とか、外資に行った人間というのは、やっぱり新しいものを何とか、もちろん悪いこともしようと思っているのかもしれないですけれども、何とかニッチを探そうという意識なんですけれども、国内の金融機関に行ったのは、何か丸くなると思ったら失礼ですけれども、非常に融和になるんですけれども、アグレッシビティーがないというような気がいたしまして、それは中の組織の問題かわかりませんが、そういう印象だけ、ちょっと申し上げておきます。

○富田委員 今、畑中さんのほうから、地域金融機関にベストプラクティスをいろいろ紹介しているというお話をお聞きしたんですけれども、それを聞いてちょっと驚いた……、じゃないですか。

○畑中検査局長 地域金融機関とベストプラクティスというのはちょっと違う話でございます。ベストプラクティスというのは、例えば、保険について申しますと、近時、顧客あるいは利用者の目線というのが非常に高くなってきている。例えば不払いのような利用者に迷惑をかけていないかといったミニマムスタンダードについても非常に厳しい目線になっている。と同時に、自分が提供を受ける商品サービスの水準についても、より良いものを求めるという意味で目線が上がってきている。

そういう目線の高まりに応じて、保険会社、金融機関がよりすぐれた商品サービス、例えば入り口から出口まで全プロセスを通じて、現実のニーズ、満足度を最大化するような商品をつくる、あるいは潜在的なニーズを掘り起こすような企画提案力、そういうものが競争力の優劣を左右するような時代になってきていますので、そういうお客さんの高い目線に対応するようなベストプラクティス、これを目指しているような取り組みについては、検査でも評価をしていくということの一つ申しました。

それから、地域金融につきましては、従来から信用リスクをよく見て、きちっと管理をして下さいというリスク管理の側面を非常に重視してメッセージを出してきたんですけれども、やはり商売があつてのリスク管理ですので、まず地域において、地域金融機関に求められている金融仲介機能をしっかり果たしてください、そしてそれにふさわしいリスク管理をしてください。これらは車の両輪ですよということで、全体として、積極的な、あるいは円滑な金融仲介機能が発揮されているかどうかということ、今年重点是に検証していきたい。そういう形で地域に円滑に資金が流れるような、そういう間接的なサポートをしていきたいということ

で申し上げました。

○富田委員 私は、非違行為とか、そういうことの検査だったらわかるんですけども、そこまで検査を通じて、イノベーションを誘導するような検査というふうに私は受け取ったんですけども、そういうことまでは本当に必要なほど、幼稚産業、ちょっと表現がうまく言えないですけども、そういうふうに認識せざるを得ないような感じを今ちょっと受けたんですけども、金融機関の側は。

だから、先ほどの東京市場の国際化ともかかわる問題なんですけれども、ますます結構遠いなという印象を受けたんですけども、そういうふうに受け取ってしまってよろしいんでしょうか。つまり、今の検査を通じた業務のあり方を指導——指導と言ったらよくないですけども、方向づけねばならないほどなんですか。

○畑中検査局長 前回のこの会議で、5項目の基本的な運営方針というのをご説明したと思うんですけども、その中で、重要な問題に焦点を当て、細々した重箱の隅をつつくようなことは極力採り上げないようにする。それから大事な問題については、その原因を特定して、改善方向について、金融機関側と共通の認識を得る。それから、もう一つは、従来は、問題があるということだけを指摘して帰ってきましたが、金融機関側において、改善のためのさまざまな努力が行われている場合には、そういう前向きな、あるいは積極的な取り組みについては、そこはきちっと評価をして、さらに上のレベルを目指してもらいたいような、そういうインセンティブづけになるような検査を目指そうと考えております。

ミニマムスタンダードをクリアできないような金融機関については、これは従来型の多面的で、厳格な検証が必要ですけども、多くの金融機関については、いわゆる金融業としてのミニマムスタンダードをクリアしていますので、そこで大事なことは、よりレベルの高い経営管理態勢を目指す、より上を目指すということが大事で、それは金融機関自身がやって頂く話ですので、その気になってもらうことが一番重要ですから、金融機関自身が努力をして取り組んでいることについては、それは前向きなものはきちっと検査でもプラスの評価をしていこうと。そういう一環の中でさっきの話も申し上げたつもりでございます。

○片田座長 それでは、ただいままでのさまざまな意見を総括して、長官、ひとつお願いいたします。

○佐藤長官 ありがとうございます。

座長初め、各委員の先生方から、大変貴重なご指摘、ご意見等を頂きまして、ありがとうございました。引き続き、この金融行政の執行に当たりまして、ご指摘頂いた点をよく念頭に置

きながら進めていきたいというふうに思っております。

日本版ビッグバンの回顧のような部分に関しましては、各委員の方々からのご指摘をざっくりと要約すれば、ある意味では資金調達にせよ、資産運用にせよ、規制緩和で非常に選択肢がふえた、それから、マーケットで価格が成立するようになった結果、市場での評価というものが使えるようになったというポジティブな面と、他方で、ただしかし、ニューヨーク、ロンドンと並ぶような国際的に存在感のある金融資本市場を目指したという点については、およそその目的は果たしていない。それからもう一つ、ちょっと違う角度ですけれども、日本の金融機関の競争力というのは、相変わらず明らかに見劣りがすると、こういう現状評価を頂いたかなというふうに思います。

こういった点につきましては、私どもとしてもおおむね似たような認識を持っているということでございますが、このサブプライムローン問題を契機とするグローバルな金融市場の混乱の中で、ここ1年間ぐらいかなり世界の主要な金融監督当局との間での意見交換とか、情報交換、議論が盛んに行われてきているわけでございます。その中で、典型的には金融安定化フォーラム、FSFのワーキンググループというのが、この問題の原因分析と、それから再発防止のために制度的な強靱性、マーケットとしての強靱性、あるいは金融機関自身の強靱性というものを再構築するにはどうしたらいいかということで提言をまとめたということで、これが4月のワシントンで開かれたG7に報告されたわけですが、そこの議論などに参加してきた立場から、ちょっと感想のようなことを申し述べさせて頂ければと思います。全くの感想のようなことでございますので、その限りのものとしてお聞き頂ければと思いますが。

まず、サブプライムローン問題の影響、悪影響が日本の金融セクター、日本の金融機関はなぜ欧米に比べて小さいかと、小さかったかと。これはさまざまな議論があるわけですが、一つには、ついこの間まで不良債権処理にかかわっていて、大胆に新たにリスクをとるゆとりがなかったという消極的な面と、それからその不良債権処理をやっていく中で、全体としてのリスク管理がより信頼度の高いものに進化していった、その結果としてリスク管理がある程度きちんに行われたという面と両方あるでしょうし、後者のほうに着目すれば、日本は世界に先駆けて新しい自己資本比率規制、バーゼルⅡを導入していて、このことが明らかにポジティブに働いた面もあると、開示の面でもそうでしょうし、リスクの計算の仕方もさまざまなリスクを取り込む形になっているということでございます。

他方で、ネガティブなサイドに目を転じますと、さっきの不良債権処理の負担が大きかったということとも絡みますけれども、そもそも日本の大手金融機関には、イノベーションを行っ

て、新しいリスクテークをしていくというエネルギーが、そもそもなかったんだという指摘もあるわけでありまして、しよせん日本の銀行というのは、金融庁の顔色ばかり見ているということで、自分で判断するという意気込みが欠如しているというご指摘も頂きましたけれども、恐らくそういう要素もあるのかなというふうに思います。

それで、イノベーションという言葉なんですが、これもいろいろな国際会議なんかに出てみますと感ずくのは、使う人によって大分意味合いが違うんだなという印象を持っているわけでありまして。

我々当局から見ますと、金融イノベーションというのは、新しい技術を活用することによって、今までできなかったような金融仲介がうまく成立する。今まで、信用供与できなかったような資金調達者に対しても、さまざまな、例えばリスクの分散であるとか、そういったことで工夫をこらすことによって、多様な金融仲介の仕方ができるようになる。あるいは、最終投資家、資金供給者の側にもさまざまな形の資産運用の機会が与えられると、こういうのが、よってもって、社会全体として、金融仲介がより隅々まで行われて、結果として、経済全体としての資源の最適配分に近づける、そういう役割を果たすことができるというのが、我々当局から見たイノベーションということでありましてけれども、利益志向の非常に強い欧米の大手金融機関の経営者から見たイノベーションというのは、これ、直接こういう言い方をするわけでは、おおよそないんですけれども、彼らにとって本音ベースでのイノベーションというのは、いかに少ない資本で、いかに多くの期間利益、四半期なら四半期、半期なら半期、年間なら年間ですけども、いかに大きな利益を上げるかということなんだろうなというふうに想像をしております。その上げた利益に応じて、巨額の報酬がボーナスという形で与えられると、こういうコンペンセーションの仕組みというの、その背景にあるのかなという気がいたしましておまして、そういう意味では、つまり、できるだけ少ない資本でできるだけたくさんの利益を稼ぎ出すための技術というのがイノベーションだと。そういう意味では、セキュリタイゼーションというの、そういう立場から見ると、別の姿で出てくるでしょうし、証券化セキュリタイゼーションという金融技術を使って、今回のサブプライムローン問題で問題が顕在化したわけですけども、いわゆるオリジネイト・ツー・ディストリビュートというビジネスモデルというの、まさにイノベーションであったんだろうと思います。

それで、今、欧米の当局も含めて共通の認識になっておりますのは、そういう意味でのイノベーションが行き過ぎていたのではないかと。その過程では、金融取引にかかわるリスク評価を過小に見ていたんじゃないか。あるいは根っこにある原債権の評価をきちんとやっっていなか

ったのではないか。サブプライムローンなんていうのは典型だと思いますけれども、そういう反省というか、そういうものがあり、その中でリスク管理がずさんであったのではないか、あるいは過大なレバレッジをかけていたのではないかという共通認識に近づいているということだろうと思います。

そういう認識に基づいて、今、世界の主要な監督当局者の間での課題というのは2つありまして、これは国によって負担が違いますけれども、今燃え盛っている火事をいかに消すか、効果的に消火活動に取り組むかという話。それからもう一つは、今回のような大混乱を再び起こさせない、起こさせないためには、どういう制度的な枠組み、どういう規制の枠組みを考えた方がいいのかという課題でございます。

それで、そういう観点から見ると、我々が目標としていた金融資本市場として、ニューヨークとロンドンがあるわけですが、このニューヨークとロンドンを規制対象とする当局が今最も苦しんでいるということでありましょうし、空売り規制を復活させる、あるいは導入するというようなことで、彼らの基本規制哲学とは異なるような対応を迫られているというような状況にもなっているのかなというふうに思います。

それで、特にロンドンというか、イギリスのF S Aの規制の哲学というのは、マーケットフレンドリーな規制ということで、その中でロンドンの市場を世界で最も繁栄した市場にするという目標を実現していったということだろうと思いますけれども、マーケットフレンドリーというのが、あまり行き過ぎると、これは業者フレンドリーになっていくということで、業者の中にはさまざまなタイプの業者もいますので、そういう中でさっき申し上げたような過大なレバレッジがマーケットに蔓延する、あるいはデューデリジェンスを欠いたような金融商品が市場全体に広まるといったようなことが起きてしまうということで、今、それぞれの当局がどういう言い方をするかは別なんですけれども、私は個人的には、グローバルなトレンドとしてはややレギュレーションを、今までちょっと欠けていた部分については、新しいレギュレーションを導入していく、あるいは規制を強化するというような流れが出始めているのではないかなという印象も受けているところでございます。

これはF S Fの報告書をご覧頂きますと、膨大な数の提言というのが、この中に盛り込まれておまして、金融機関のリスク管理のあり方、あるいは会計基準のあり方、格付機関の業務のあり方、あるいは金融機関の開示、ディスクロージャーについてのさまざまなきめ細かな要求、あるいはオリジネイト・ツー・ディストリビュートモデルの中のそれぞれの証券化のプロセスの段階でのきちんとしたデュープロセスを踏むようにというような枠組みの設定ということが

盛り込まれておりまして、そういう意味では、ややグローバルなトレンドは、リレギュレーションというんでしょうか、というファクターがかなりはっきり出てきたなという印象を個人的には受けているところでもあります。

そういうグローバルな状況のもとで、日本は我が国の金融資本市場を国際競争力を強化させると、こういう課題に取り組んでいるという中でありまして、これは片田座長がおっしゃいましたように、欧米が苦しんでいるところで、今、日本にとっては、我が国の金融資本市場の国際競争力を強化させるという意味で非常にチャンスであるということが一方であるかと思いません。

ただ、他方でグローバルには、むしろ今まで野放図だった分野について規制をかけていく、あるいは規制を強化するというトレンドもあるやに思われますので、まさに自主性の尊重ということと規制とのバランスというのを、これは日本はある意味で特殊なポジションというか、特異なポジションに今あるんだろーと思いますので、逆にそれは選択肢が広いということでもあろうかと思いますが、自主性尊重と規制のバランスということを改めて視野を広げて見ていかななくてはいけないのかなというふうに感じているところがございます。自主性尊重、金融機関自身がそれぞれエンジンを持って、前に動いていってもらわなくちゃいけないという認識は、全く私どもも同感でございまして、ベターレギュレーションというのは、一言で言えば、まさに各金融機関が自己責任に基づいて、自主的な努力をし、創意工夫を発揮してもらって、よりよい金融サービスを提供していく、その中で顧客の評価を受けて収益も上げていって頂くと、こういうことを目指すものであるわけでございまして、そういうことに取り組めるゆとりがあるというふうに見ることもできるでしょうし、日本はロンドンやニューヨークに比べると、そういうベクトルでの力を発揮しなくちゃいけない局面にあるというふうなとらえ方もできるでしょうし、いろいろなとらえ方ができて、なかなか複雑な局面なのかなという印象を抱いているところがございます。

それから、富田委員から、市場を強化する際に抜本的なところから考えなくちゃいけないんじゃないかというご指摘も頂いたわけでありまして、こういう、ある意味で特異なポジションにある今のこの日本というのは、ある意味でチャンスではあるわけですがけれども、その際に、日本の金融力というんでしょう、これが持っている強いところ、弱いところというのをよく冷静に考えていくことが大事だなというふうには思います。

強いところでは、追い上げがきついことはきついですがけれども一応まだ世界第2位の経済大国であり、法治国家であり、市場メカニズムがある程度働いている国であり、治安もいいわけ

でありますし、さまざまなアジアのエマージェンシーマーケットと比べてもメリットがあるでしょうし、欧米と比べても、それなりのメリットがあるでしょうし、1,500兆円という巨大な個人金融資産が存在しているということもあるということなんだろうと思います。

ただ他方で、弱さとしては、つくづく感じるのは、英語というのが金融業の共通言語になっちゃっていますので、英語がネイティブ・ランゲージではないというところと、それから普通に英語を使えるような金融人というのがそんなに層が厚くない。それから、金融業を支える法律事務所であるとか、会計士であるとか、こういったプロフェッショナルな人材の層が十分なのかどうかといったような話。あとはもちろん税制の問題とか、企業活動のしやすさという点でどうなのかといったさまざまな強み、弱みがあるんだろうと思いますが、変えられない部分はその変わらないという前提で工夫をしていかななくてはいけないと思いますけれども、いずれにせよ、ニューヨーク、ロンドンの後追いでまねをしていくというんでは、恐らく後からばばを引かされるみたいな結果にもなりかねないので、日本型の、日本にふさわしい金融資本市場というのを目指すということが大事かなというふうなことを思っている次第でございます。

全くまとまりのない話で申しわけございません。

○片田座長 長官の総括的なお話、ありがとうございました。

それでは、事務局においては本日の会議で各委員から出されました意見を踏まえて、必要に応じ修正を行い、評価書を取りまとめて頂きたいと思います。

終了の時間が近づいておりますので、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○油布政策調整官 ありがとうございます。

今後のスケジュールにつきましてではありますが、本日頂きましたご意見を踏まえて、修正点について、委員の皆様方に個別にご説明、ご連絡させて頂いた上で、予算との連携ということで、概算要求期限までに公表しなければならないということになっておりますので、8月中旬に公表したいと考えております。

それから、本日の議事要旨、議事録につきましても、お手数ですが、後日、事務的にご確認をお願い申し上げたいと思います。

最後に、まだ先の話でございますが、次回の有識者会議でありますけれども、これは次年度から対象期間を、現在は7月－6月の事務年度でやっておりますが、これを4月－3月の会計年度ベースに変更するというご承頂いていると思いますけれども、その関係上、2月下旬あるいは3月上旬あたりに、これは21年度の評価計画につきましてお集まり頂いてご審議を頂きたいと考えております。これは本年6月にお集まり頂いて審議して頂いたもの、これ

に対応する会議でございます。時期が参りましたら、また改めて日程等のご相談を差し上げたいと思います。

以上でございます。

○片田座長 どうもありがとうございました。ご苦勞さまでございました。

それでは、これもちまして、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。

午後4時01分 閉会